

大阪公立大学医学部附属
健康長寿医科学センター病院ほか売店等運営事業
募集要項

令和7年11月
公立大学法人大阪

大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院ほか売店等運営事業募集要項

大阪健康長寿医科学センターにおける大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院ほか売店等運営事業に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1. 公募内容

事業名	所在地 (住所表示)	事業の種類	運営場所	貸付面積
大阪公立大学医学部附属 健康長寿医科学センター 病院ほか売店等運営事業	大阪市住之江区 東加賀屋1丁目	売店	仕様書 別紙2・3参照	63.7 m ²
		飲料自動販売機	仕様書 別紙4参照	設置運営に係る部分 (11台)
		入院セット	仕様書 別紙5参照	保管・在庫管理にかかる部分(病院棟2階リネン庫の一部及び3～5階病棟リネン庫の一部)
		床頭台・洗濯機等	仕様書 別紙6・7参照	設置運営に係る部分 (床頭台システム116台、ランドリーシステム3セット)

運営事業者は、当該場所で売店の運営、飲料自動販売機の運営、入院セットの支給及び床頭台、洗濯機等の運営（以下「売店等運営」という。）を行うため、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）と財産賃貸借契約を締結するものとします。

2. 応募資格要件

次の要件を、応募申込書提出時から運営事業者の決定時までの間すべてを満たした者に限り応募することができます。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (6) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱3条の規定に該当しないこと。
- (7) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。
- (8) 本募集要項及び「大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院ほか売店等運営事業仕様書」(以下「仕様書」という。)の内容を遵守できること。

3. 運営事業の条件

(1) 運営事業者の施設使用形態

運営事業者は、売店等運営事業に使用する部分について、本法人と財産賃貸借契約を締結し、該当場所を使用するものとします。

(2) 履行期間

初年度は、令和9年1月1日から令和10年3月31日までとします。営業開始日は、病院開院日(令和9年5月予定。ただし、詳細な日程は運営事業者決定後に本法人と協議のうえ決定します。)とし、契約書記載事項、募集要項及び仕様書記載事項に反しない限り、営業開始日から8年を超えない範囲で更新(1回の更新における継続期間は1年以内とする。)することができます。【本法人の施設利用上の理由等により、必ずしも更新できるものではありません。】

なお、更新を希望しない場合は、期間満了の1年前までに書面により意思表示することとします。ただし、初年度については契約期間満了日の8か月前までに意思表示することができます。また、履行期間には売店の設営、設備や機器の撤去・設置などの期間を含むものとします。

(3) 施設使用料

下記①～③を施設使用料として本法人に納付してください。

① 貸付料

公立大学法人大阪固定資産貸付規程第7条(2)及び(5)により、使用面積に対する貸付料は免除します。

② 管理手数料

売店等運営事業における毎月の売上総額(税込)に運営事業者が提案を行った納入比率を乗じた金額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額)を管理手数料とします。

管理手数料は、毎月指定された期日までに前月売上実績を本法人に書面または電磁的記録をもって報告し、本法人が別途発行する請求書により、本法人が指定する口座に支払期限までに納付すること。振込手数料が必要な場合は、運営事業者の負担とします。

③ 光熱水費(電気、上下水道)

運営事業者は、本法人が売店部分に設置する子メーターと、運営事業者が各自動販売機に設置する子メーターの検針結果に基づく毎月の電気使用量に、本法人が別途定めた単価を乗じた金額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額)を電気料金として、かつ、運営事業者決定後に本法人と協議のうえ決定した算出方法に基づいて算出される金額を売店部分の水道料金として、併せて毎月本法人に納付するものとします。

光熱水費の納付は、営業開始月分からとし、毎月指定された期日までに前月の各飲料自動販売機の電気使用量を本法人に書面または電磁的記録をもって報告し、本法人が別途発行する請求書により、本法人が指定する口座に支払期限までに納付すること。振込手数料が必要な場合は、運営事業者の負担とします。

4. 再委託

運営事業者は、本契約の履行について業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、受任者又は下請負人の名称その他本法人が必要とする事項を記載した書面を、契約書の提出時に本法人に提出するものとします。なお、業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、次の各号を満たす必要があります。

(1) 運営事業者は、次のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としません。

- ア 本法人の入札参加停止措置を受けている者(ただし、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く)
- イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
- ウ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
- エ 役員等(運営事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している

者を、運営事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められる者。

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(2) 運営事業者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他受任者又は下請負人が遵守すべき事項を記載した誓約書を、受任者又は下請負人のすべての者に提出させること。

(3) 運営事業者は、受任者又は下請負人の行為のすべてについて責任を負うものとします。

(4) 運営事業者は、受任者又は下請負人それぞれから公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第2条第3号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び同条第4号に掲げる暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しないことを表明した誓約書を徴取し、本法人に提出すること。

(5) 本法人は、運営事業者が入札参加除外者、誓約書違反者又は4.(1)に掲げるエからクのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人とし、又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴力団排除条例」という。）第10条第2号に規定する者と契約を締結していると認められる場合は、運営事業者に対して、当該契約の解除を求めることができます。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、運営事業者が負うものとします。

5. 大阪健康長寿医科学センターの概要

別紙1のとおり

6. 応募申込み関係書類の交付及び応募申込み手続き

(1) 応募申込書類等の交付期間及び交付場所

① 交付期間

令和7年11月18日（火）～令和7年12月3日（水）まで

② 交付場所

大阪公立大学医学部附属病院ホームページ「入札・契約情報サービス」（以下「ホームページ」という。）に掲載（紙での配布は一切行わない）

(2) 応募申込書類等の受付期間及び提出場所

① 受付期間

令和7年11月18日（火）～令和7年12月3日（水）午後5時まで

② 提出場所

契約担当課（13. 担当課(1)に同じ）

(3) 申込みに必要な書類

応募申込みには、次の書類を提出してください。

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 会社概要（会社のパンフレット等）
- ④ フランチャイズ加盟契約書の写し（フランチャイズ加盟店が直接の応募者になる場合）

(4) 応募申込期限までに、申込みに必要な書類1部を契約担当課（13. 担当課(1)に同じ）に郵送にて提出してください。郵送方法は、必ず「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかの方法によるものとします。

(5) 応募申込書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とします。

(6) 提出された応募申込書類は、提出者に無断で他に使用しません。

(7) 提出された応募申込書類は、返却しません。

7. 応募資格の確認通知

応募申込書を提出した者に対し、応募資格要件を満たしているかを審査し、その結果を令和7年12月9日（火）付で通知します。また、応募資格を認めなかった者には、応募資格を満たしていない理由を付して通知します。

8. 質問書の提出及び回答

質問は、次のとおりとします。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けません。

(1) 受付期間

令和7年12月9日（火）～令和7年12月18日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

(2) 受付場所

契約担当課（13. 担当課(1)に同じ）

(3) 質問方法

ホームページに掲載している「仕様書等に対する質問書」に記入のうえ、電子メールでファイル添付により提出すること。口頭又は電話による質問は受理しません。

①電子メールアドレス【gr-a-kaisetu-keiyaku[at]omu.ac.jp】

※[at]を@に置き換えてください。

②件名を「【当該募集案件名称】に関する質問」と明記すること。

③ファイル形式は変更せずに提出すること。

④メール送信後、契約担当課（13. 担当課(1)に同じ。）へ電話確認を行うこと。（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。））

(4) 回答方法

令和8年1月8日（木）付で、ホームページに掲載します。ただし、質問がない場合は、掲載しません。

9. 価格提案書の提出

(1) 価格提案書の提出期限

令和8年1月21日（水）午後5時必着

(2) 提出場所

〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町1-5-7

公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局 財務課

TEL：06-6645-2811

(3) 提出書類

価格提案書（様式第3号）

(4) 提出方法

提出期限までに郵送にて提出してください。郵送方法は、必ず「**一般書留**」又は「**簡易書留**」のどちらかの方法によるものとします。なお、提出期限を過ぎた提出書類は受け付けません。

※価格提案書等の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。

※封筒には、次の記載例のように、案件名称及び貴社名を記載すること。

《封筒の記載例》

545-8586	
大阪市阿倍野区旭町1丁目5-7	
公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局 財務課 行	
案件名称	
価格提案書在中	

商号又は名称	
代表者氏名	

(5) 応募価格の記入要領

応募価格（納入比率）は、1以上の整数（%）で表示し、小数点以下は記入しないでください。

(6) 価格提案書の書換えの禁止

応募資格者は、一度提出した価格提案書の書換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 応募資格のない者が価格提案したもの
- ② 指定の日時及び場所に提出しないもの
- ③ 記名（住所又は事務所所在地、商号又は名称及び代表者氏名）及び押印を欠くもの
- ④ 本法人所定の価格提案書を用いていないもの
- ⑤ 同一の価格提案について、2以上の価格提案をした者の価格提案書
- ⑥ 応募価格（納入比率）又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ⑦ 訂正印なく金額を訂正したもの、又は金額の記載の不鮮明なもの
- ⑧ 価格提案に関し談合その他の不正行為を行ったと認められるもの
- ⑨ 応募資格のある旨確認された者であっても、提案書の提出期限において、2. 応募資格要件に掲げる応募資格を満たさない者
- ⑩ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの
- ⑪ その他指示した条件に違反して価格提案した者の価格提案書

(8) 運営事業者の決定

価格提案書に記載された納入比率が最高の比率である者を契約の相手方に決定し、その者のみ提案書の提出期限の翌日（翌日が本法人の休日の場合はその翌日）に電話にて連絡いたしますので、決定された者は速やかに関係書類を提出のうえ、主管課（13. 担当課(2)に同じ。）と調整し、契約を履行してください。なお、開札の結果、最高の納入比率が同一である有効な価格提案書が2者以上ある場合は、価格提案書の提出期限の2営業日後に別紙2「くじの方法」により運営事業者を決定します。くじ引きの案内については、提案書の提出期限当日に行います。

(9) 結果の公表

運営事業者の法人名と応募価格（納入比率）をホームページで公表します。

(10) 募集の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、本募集を中止又は延期することがあります。

10. 契約の手続き

運営事業者は、契約担当課（13. 担当課(1)に同じ）が交付する契約書に記名押印し、指定する期限までに提出するものとします。なお、契約は価格提案書に記載された名義で行います。

11. 運営事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、運営事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合。
- (2) 決定から運営事業開始までの間に、運営事業者の諸般の事情変化等により運営事業が確実に履行出来ないとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者として相応しくないと判断されたとき。
- (4) 運営事業者決定後、契約締結までに、運営事業者が公立大学法人大阪暴力団排除措置及び

不当介入対応要綱第3条の規定に該当したとき。

- (5) 運営事業者決定後に、(1)～(4)により運営事業者の決定が取り消された場合は、次点の事業者を運営事業者とします。

1 2. その他

- (1) 契約の手続きに関する一切の費用については、運営事業者の負担となります。
- (2) 大阪府情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の公開請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を公開する場合があります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 運営事業募集に参加した者は、審査後、仕様書・図面・設計書・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

1 3. 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局 財務課
〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町 1-5-7
TEL : 06-6645-2811 FAX : 06-6646-3463

(2) 主管課

公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局
健康長寿医科学センター開設準備室企画課
〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-601
TEL : 06-6645-2761

住吉市民病院跡地に整備する新施設(研究施設・病院・介護老人保健施設)について (令和6年12月)

別紙1



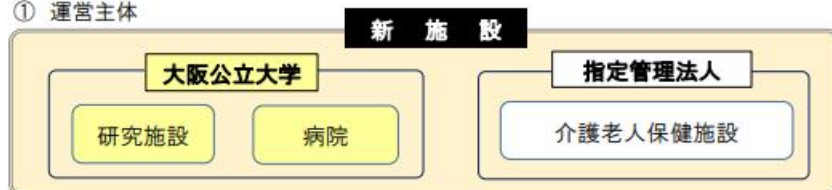
完成予想図(敷地南東より)

1 新施設の理念

- 弘済院が培ってきた認知症医療・介護機能を継承・発展させるとともに、認知症の人の身体合併症医療の充実を図る
- 大阪公立大学医学部附属病院等との密接な連携のもと
大阪市南部基本保健医療圏における小児・周産期医療の充実を図る
- 健康、医療、福祉施策と連携し、認知症の人が安心して暮らせる
地域包括ケアシステムの仕組みの構築に寄与する
- 認知症等に係る先進的な研究及び医療・介護等の人材の育成を推進する

2 新施設の運営主体及び名称

① 運営主体



② 施設名称

総称:大阪健康長寿医科学センター (略称:大阪長寿)

研究施設	大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター研究所
病院	大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院
介護老人保健施設	大阪市立介護老人保健施設 弘済長寿苑

3 整備スケジュール



※付属棟は別スケジュールにより整備

4 配置図



5 整備概要

(1) 敷地概要

所在地	大阪市住之江区東加賀屋1丁目
敷地面積	約15,730㎡

(2) 施設概要

施設規模	● 病院・老健棟 5階建/鉄筋コンクリート造・鉄骨造 約19,100㎡
	● 病院 [一般病床120床]
	(内訳)もの忘れ病棟 30床、神経内科・内科病棟(認知症高齢者内科系)45床、 長寿医療病棟(外科系) 45床
	● 介護老人保健施設 [定員100人]
	(内訳)もの忘れフロア 40人、内科系・外科系フロア 60人
● 研究棟	3階建/鉄筋コンクリート造 約3,200㎡
● 管理棟	1階建/鉄骨造 約 440㎡
● 付属棟 [小児科・産婦人科(外来)]	1階建/鉄骨造 約 530㎡

くじの方法

価格提案書を提出した者のうち、価格提案書に記載された納入比率が最高である者（以下、「最高納入比率提案者」という。）が 2 者以上あった場合は、下記のくじ方法により本件の運営事業者を決定する。なお、「業者番号」とは、最高納入比率提案者を、株式会社等の表記以外の社名により 50 音順（昇順：あーん、社名がアルファベットの場合もひらがな表記を採用）に並べた順番により決定する番号とする。

くじ方法：ガラガラ抽選（抽選機抽選）方式

くじ手順：下記の「抽選 1」「抽選 2」の順番に行う。

抽選 1. ＜予備抽選＞…本抽選の順番を決定する。

- ① 本法人担当者（以下、「担当者」という。）は、最高納入比率提案者数と同数以上の玉を入れた抽選機を用意する。なお、中に入る玉にはそれぞれ異なる数字が書かれているものとする。
 - ② 担当者が、業者番号の順番に社名を読み上げるので、読み上げられた者は抽選機を回す。
 - ③ 担当者が、上記②において出た玉に記載された数字を読み上げる。
 - ④ 担当者は、上記③において読み上げた数字を「抽選結果記録用紙」の予備抽選欄に記録する。
 - ⑤ 担当者は、各社の本抽選における順番を読み上げる。
- なお、本抽選の順番は、予備抽選において出た玉の数字の順番（昇順）とする。

抽選 2. ＜本抽選＞…本件の運営事業者を決定する。

- ① 担当者は、抽選 1 が終了後、予備抽選において出た玉を戻さず、残りの玉を入れた抽選機で本抽選を行う。
 - ② 担当者が、予備抽選で決定した順番（昇順）に社名を読み上げるので、読み上げられた者は抽選機を回す。
 - ③ 担当者が、上記②において出た玉に記載された数字を読み上げる。
 - ④ 担当者は、上記③において読み上げた数字を「抽選結果記録用紙」の本抽選欄に記録する。
 - ⑤ 担当者は、本件の運営事業者を発表する。
- なお、本抽選において出た玉の数字が一番小さい者を本件の運営事業者とする。

■注意事項

- ・くじに参加しない場合は、公立大学法人大阪公開見積合せ実施要綱第 14 条の規定に準拠し、本法人職員にくじを引かせるものとする。

■抽選結果記録用紙

- ・抽選結果記録用紙は、次ページの様式のものとする。（業者数により欄を増減させる。）
- ・担当者は、予備抽選、本抽選それぞれの抽選結果を抽選結果記録用紙に記入し、内容確認の後、抽選結果を発表する。

(抽選結果記録用紙)

抽選結果記録用紙

年 月 日

案件名：大阪公立大学〇〇〇〇業務委託

※出玉の数字の小さい順に、本抽選の順番を決定する。
 ※本抽選で、出玉の数字の小さい者を本件の代理店とする。

	フリガナ	会社名	予備抽選 (出玉の数字)	本抽選の順番	本抽選 (出玉の数字)	決定業者
1	アイウエオ	あいうえお株式会社	10	3	7	
2	カキクケコ	かきくけこ株式会社	5	2	8	
3	サシスセソ	さしすせそ株式会社	3	1	2	決定
4	タチツテト	たちつてと株式会社	12	4	4	
5						
6						
7						
8						
9						
10						

■最高納入比率提案者が4業者の場合の例（業者名は架空）

4業者を「あいうえお(株)」「かきくけこ(株)」「さしすせそ(株)」「たちつてと(株)」とする。
 業者番号は、50音順（昇順：あ→ん）により、1番が「あいうえお(株)」、2番が「かきくけこ(株)」、3番が「さしすせそ(株)」4番が「たちつてと(株)」とし、「抽選結果記録用紙」に業者名を記載する。

抽選1＜予備抽選＞

- 各社は業者番号の順番（昇順）に抽選機を回す。
- 「抽選結果記録用紙」の予備抽選欄に出た玉の数字を記入する。
- 結果、本抽選の順番は、数字の小さい順の以下のとおりとなる。
 - 1番が、「さしすせそ(株)」
 - 2番が、「かきくけこ(株)」
 - 3番が、「あいうえお(株)」
 - 4番が、「たちつてと(株)」

抽選2＜本抽選＞

- 各社は予備抽選で決定した順番（昇順）に抽選機を回す。
- 「抽選結果記録用紙」の本抽選欄に出た玉の数字を記入する。
- 結果、本件の運営事業者は、出た玉の数字が一番小さい「さしすせそ(株)」に決定する。